增改築等工事証明書

=====================================	住 所	
証明申請者	氏 名	
家屋番号及び	· 所在地	
工事完了年月	日	

I. 所得税額の特別控除

1. 償還期間が10年以上の住宅借入金等を利用して増改築等をした場合(住宅借入金等特別税額控除)

(1) 実施した工事の種別

第1号工事	1 増築 2 改築 3 大規模の修繕 4 大規模の模様替
第2号工事	1棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるもののうちその者が区分所有する部分について行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 床の過半の修繕又は模様替 2 階段の過半の修繕又は模様替 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 4 壁の過半の修繕又は模様替
第3号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 1 居室 2 調理室 3 浴室 4 便所 5 洗面所 6 納戸 7 玄関 8 廊下
第4号工事 (耐震改修工事)	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全性に係る基準
第5号工事 (バリアフ リー改修工 事)	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための 次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 4 便所の改良 5 手すりの取付 6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替
第6号工事 (省エネ改 修工事)	エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する次のいずれかに該当する修繕若しくは模様替 1 全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事 2 全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 3 全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事 上記1から3のいずれかと併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 の断熱改修 工事を実施した場合 1 1地域 2 2地域 3 3地域 4 4地域
	でする 5 5地域 6 6地域 7 7地域 8 8地域 改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級 1 等級1 2 等級2 3 等級3

		次に該当する修繕又 1 窓	は模様替					
	認定低炭素建築物							
	新築等計画に基づ	低炭素建築物新築等 主体	計画の認定					
	く工事の 場合	低炭素建築物新築等 番号	計画の認定	第	뭉			
		低炭素建築物新築等 年月日	計画の認定	年月	日			
		エネルギーの使用の 若しくは模様替又は する次に該当する修 1 窓の断熱性を高	エネルギーの繕若しくは	の使用の合理化				
	改修工事後の住宅の一本性にでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	上記1と併せて行う 2 天井等の断熱性 3 壁の断熱性を記 4 床等の断熱性を認	生を高める工 高める工事	事	繕又は模様替			
定の省エネ		地域区分	1 1地域 4 4地域 7 7地域	2 2地域 5 5地域 8 8地域	3 3地域 6 6地域			
される場合		改修工事前の住宅 が相当する断熱等 性能等級	1 等級1	2 等級 2	3 等級3			
					改修工事後の住宅 の省エネ性能	2 一次工	生能等級4 ネルギー消費量 性能等級3	等級4以上及
		住宅性能評価書を交付した登録住宅	名 称		_			
		性能評価機関	登録番号	第	号 号			
		住宅性能評価書の交 		第年月	万 ————————————————————————————————————			
		エネルギーの使用の 若しくは模様替又は する次に該当する修 1 窓の断熱性を高	合理化に著 エネルギー(繕若しくは	しく資する次に の使用の合理化	該当する修繕			
	増よ優建画に場を登ります。	上記1と併せて行う 2 天井等の断熱性 3 壁の断熱性を調 4 床等の断熱性を	生を高める工 高める工事	事	繕又は模様替			
	明される 場合	地域区分	1 1地域 4 4地域 7 7地域	2 2地域 5 5地域 8 8地域	3 3地域 6 6地域			
		改修工事前の住宅 が相当する断熱等 性能等級	1 等級1	2 等級 2	3 等級3			

	改修工事後の住宅 が相当する省エネ 性能	2 一次工	生能等級 4 ネルギー派 性能等級	肖費量等	級4以上及
	長期優良住宅建築等 主体	計画の認定			
	長期優良住宅建築等 番号	計画の認定	第	号	
	長期優良住宅建築等 年月日	計画の認定	年	月	目

実施した工事の内			

(3) 実施した工事の費用の額等

① 第1号工事~第6号工事に要した費用の額		円
② 第1号工事~第6号工事に係る補助金等の交付の有無	有	無
「有」の場合 交付される補助金等の額		円
③ ①から②を差し引いた額 (100万円を超える場合)		円

- 2. 償還期間が5年以上の住宅借入金等を利用して高齢者等居住改修工事等 (バリアフリー改修工事)、特定 断熱改修工事等若しくは断熱改修工事等 (省エネ改修工事)、特定多世帯同居改修工事等又は特定耐久性 向上改修工事等を含む増改築等をした場合 (特定増改築等住宅借入金等特別税額控除)
 - (1) 実施した工事の種別

(I)) (n) U (C)	上事の種別				
高齢者等居 住改修工事 等(バリア フリー改修 工事:2% 控除分)	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 4 便所の改良 5 手すりの取付 6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替				
		築、改第 1 全 2 全	ギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する増築、修繕又は模様替 での居室の全ての窓の断熱性を高める工事 での居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 での居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事		
		築、修絡 4 天	から3のいずれかと併せて行う次のいずれかに該当する増築、改善文は模様替 共等の断熱性を高める工事 5 壁の断熱性を高める工事 等の断熱性を高める工事		
	全ての居室	地域区分	1 1 1 1 2 2 2 2 3 3 3 3 4 </td		
特定断熱改 修 工 事 等 (省工ネ改	至で全のというでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	改修工業の住宅が当すると	事前 が相 折熱 1 等級1 2 等級2 3 等級3		
		認定低炭素建築物	次に該当する修繕又は模様替 1 窓 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等 3 壁 4 床等		
修工事: 2%控除		新築等計 画に基づ く工事の 場合	低炭素建築物新築等計画の認定 主体		
分)			低炭素建築物新築等計画の認定 番号 第 号		
			低炭素建築物新築等計画の認定 年月日 年 月 日		
			エネルギーの使用の合理化に著しく資する次に該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 窓の断熱性を高める工事		
	改修工事後 の住宅の一 定の省エネ 性能が証明 される場合	住宅性能評価がいる。	上記1と併せて行う次のいずれかに該当する増築、改築、修 繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事		
			地域区分 1 1地域 2 2地域 3 3地域 4 4地域 5 5地域 6 6地域 7 7地域 8 8地域		

			改修工事前の住宅が相当する断熱等	1 等級1	2 等級2	3 等級3
			性能等級 改修工事後の住宅 の省エネ性能	1 断熱等性 2 一次エネ び断熱等性	ルギー消費量	量等級4以上及
			住宅性能評価書を交付した登録住宅	名 称		
			性能評価機関	登録番号	第	号
			住宅性能評価書の交	付番号	第	号
			住宅性能評価書の交		,	月 日
			エネルギーの使用の 築、改築、修繕又は 1 窓の断熱性を高	模様替	」く資する 次	に該当する増
	th.	曽改築に	上記1と併せて行う 繕又は模様替 2 天井等の断熱性 3 壁の断熱性を高 4 床等の断熱性を	生を高める工事 高める工事		曽築、改築、修
	よ 優 母	表 長 長 長 生 等 い る き 築 等 認 き 窓 き い る こ き い る こ る こ う こ の る ろ こ の る ろ ろ こ の る ろ の る の る の る の る の る の る の る の る の	地域区分	1 1地域 4 4地域 7 7地域	2 2地域 5 5地域 8 8地域	
	に 明	により証 引される 場合	改修工事前の住宅 が相当する断熱等 性能等級	1 等級1	2 等級2	3 等級3
			改修工事後の住宅 が相当する省エネ 性能		ルギー消費量	量等級4以上及
			長期優良住宅建築等 主体	計画の認定		
			上 長期優良住宅建築等 番号	等計画の認定	第	号
			番号 長期優良住宅建築等 年月日	等計画の認定 かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	年	月 日
断熱改修工 事等(省エ ネ 改 修 工 事:1%控 除分)	繕又は模様替1 全ての居2 全ての居3 全ての居上記1から3模様替	音室の全て 言室の全て 言室の全て のいずれる		る工事 程度高める工事 (高める工事	する増築、こ	
	地域区分	1 1地 5 5地		3 3地域 7 7地域	4 4地域 8 8地域	

	改修工事前 の住宅が相 当する断熱 等性能等級	1 等級1 2 等	総2					
		次に該当する修繕又は模様替 1 窓						
	認定低炭素建築物新築等計画に	上記1と併せて行う 2 天井等 3	次のいずれかに該 壁 4 床等	核当する修繕又は	模様替			
	基づく工事の場合	2 大井等 3 壁 4 床等 低炭素建築物新築等計画の認定主体						
		低炭素建築物新築等	計画の認定番号	第	号			
		低炭素建築物新築等	計画の認定年月日	年	月 日			
特定多世帯同居改修工	する増築、改 1 調理室を	同居をするのに必要な 築、修繕又は模様替 と増設する工事 2 舗設する工事			Dいずれかに該当 を増設する工事			
事等(2%) 控除分)		調理室の数	浴室の数	便所の数	玄関の数			
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	改修工事前	,						
	改修工事後							
	を容易にする 1 小屋裏の 3 外壁の通 5 土台のり 7 床下のり 9 雨どいの	通気構造等工事 5腐・防蟻工事 5湿工事	-該当する増築、改 2 小屋裏点検口の 4 浴室又は脱衣室 6 外壁の軸組等の 8 床下点検口の耳 10 地盤の防蟻工事	女築、修繕又は構 ○取付工事 宮の防水工事 ○防腐・防蟻工事 取付工事 事	様替			
特定耐久性	第1号工事 1 増築 2 改築 3 大規模の修繕 4 大規模の模様							
向上改修工 事等(2% 控除分)	1棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立し							
	第3号工事	1	の床又は壁の全部の 調理室 3 浴室	4 便所				
		5 洗面所 6	納戸 7 玄関	ן ε α, Ο				
	長期優良住宅	5 洗面所 6 建築等計画の認定主体						
			Ż	号				

	第1号工事	1 増築 2 改築 3 大規模の修繕 4 大規模の模様替
上記と併せ て行う第1 号工事〜第 4号工事 (1%控除 分)	第2号工事	1棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の 用途に供することができるもののうちその者が区分所有する部分につい て行う修繕又は模様替 1 床の過半の修繕又は模様替 2 階段の過半の修繕又は模様替 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 4 壁の過半の修繕又は模様替
	第3号工事	次のいずれか一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 1 居室 2 調理室 3 浴室 4 便所 5 洗面所 6 納戸 7 玄関 8 廊下
	第4号工事	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全性に係る基準

(2))実施した工事の内容		

(3) 実施した工事の費用の額等

① 高齢者等居住改修工事等、特定断熱改修工事等又は断熱改修工事等、特定多世帯同居改修工事等、特定耐久性向上改修工事等及び第1号工事~第4号工事に要した費用の額		円
② 高齢者等居住改修工事等の費用の額等 (2%控除分)		
ア 高齢者等居住改修工事等に要した費用の額		円
イ 高齢者等居住改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有	無
「有」の場合 交付される補助金等の額		円
ウ アからイを差し引いた額 (50万円を超える場合)		円
③ 特定断熱改修工事等の費用の額等 (2%控除分)		
ア 特定断熱改修工事等に要した費用の額		円
イ 特定断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有	無
「有」の場合 交付される補助金等の額		円
ウ アからイを差し引いた額 (50万円を超える場合)		円
④ 特定多世帯同居改修工事等の費用の額等 (2%控除分)		
ア 特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額		円
イ 特定多世帯同居改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有	無
「有」の場合 交付される補助金等の額		円
ウ アからイを差し引いた額 (50万円を超える場合)		円
⑤ 特定耐久性向上改修工事等の費用の額等 (2%控除分)		
ア 特定耐久性向上改修工事等に要した費用の額		円
イ 特定耐久性向上改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有	無
「有」の場合 交付される補助金等の額		円
ウ アからイを差し引いた額 (50万円を超える場合)		円
⑥ ②ウ、③ウ、④ウ及び⑤ウの合計額		円
⑦ 断熱改修工事等の費用の額等(1%控除分)		
ア 断熱改修工事等に要した費用の額		円
イ 断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無	有	無
「有」の場合 交付される補助金等の額		円
ウ アからイを差し引いた額 (50万円を超える場合)		円

- 3. 住宅耐震改修、高齢者等居住改修工事等 (バリアフリー改修工事)、一般断熱改修工事等 (省エネ改修工事)、多世帯同居改修工事等又は耐久性向上改修工事等をした場合 (住宅耐震改修特別税額控除又は住宅特定改修特別税額控除)
 - (1) 実施した工事の種別

住宅耐震改修	1 建築基	次の規定又は基準に適合させるための増築、改築、修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全性に係る基準 高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための 次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 4 便所の改良 5 手すりの取付 6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替								
高齢者等居 住改修工事 等(バリア フリー改修 工事)	次のいずれか 1 通路又 4 便所のi									
		1 上記1 様替 2 ヲ	ギーの使用の合理化に資する増築、改築、修繕又は模様替全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事 と併せて行う次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模 に井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 で等の断熱性を高める工事							
	全ての居室の全ての窓	地域区	分 1 1 地域 2 2 地域 3 3 地域 4 4 地域 5 5 地域 6 6 地域 7 7 地域 8 8 地域							
一般断熱改 修 工 事 等 (省エネ改	の断熱改修工事を実施した場合	認素 素 悪 悪 悪 悪 悪 悪 に 工 合 場 合	次に該当する修繕又は模様替 1 窓 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等 3 壁 4 床等 低炭素建築物新築等計画の認定 主体 低炭素建築物新築等計画の認定 番号 低炭素建築物新築等計画の認定 番号 低炭素建築物新築等計画の認定 番号 低炭素建築物新築等計画の認定 毎月 日							
修工事)	改修工事後 の住宅の一 定の省エネ 性能が証明 される場合	住ででは、生産を生産を生産を生産を生産を生産を生産を生産をしませます。	エネルギーの使用の合理化に資する次に該当する増築、改築、 修繕又は模様替 1 窓の断熱性を高める工事 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する増築、改築、修繕 又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事 1 1地域 2 2地域 3 3地域 4 4地域 5 5地域 6 6地域 7 7地域 8 8地域 改修工事前の住宅 が相当する断熱等 1 等級1 2 等級2 3 等級3 性能等級 改修工事後の住宅 の省工ネ性能 1 断熱等性能等級4 2 一次エネルギー消費量等級4以上及 び断熱等性能等級3							

			A-A-	此处动作事头	名	 称					
			交付	性能評価書をした登録住宅		الاب					
			性能 	評価機関	登	録番号	第		号		
			住宅性能評価書の交付番号			第		号			
				性能評価書の多					月	日	
			修繕	エネルギーの使用の合理化に資する次に該当する増築、改築、 修繕又は模様替 1 窓の断熱性を高める工事							
			又は 2 3	上記1と併せて行う次のいずれかに該当する増築、改築、修繕 又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事							
			地域	区分	4	1 地域 4 地域 7 地域	5	2 地域 5 地域 8 地域	6	3 地域 6 地域	
		画の認定 によりる 場合	宅が	工事前の住 相当する断 性能等級	1 :	等級 1	2 4	等級 2	3 -	等級3	
		<i>"</i>	宅が	改修工事後の住 1 断熱等性能等級4 宅が相当する省 2 一次エネルギー消費量等級4以上 エネ性能 断熱等性能等級3						4以上及び	
			長期優良住宅建築等計画の認定 主体								
			長期 番号	優良住宅建築等	計画	画の認定	第		号		
			長期年月	優良住宅建築等 日	目信	画の認定		年	月	日	
	太陽熱利用浴	る温熱装置の	型式				I				
	潜熱回収型約	合湯器の型式									
	ヒートポンフ 型式	プ式電気給湯	器の								
	燃料電池コーンシステムの		ショ								
	ガスエンジン		式								
	エアコンディ	イショナーの	型式								
	太陽光発電影										
	安全対策工事 陸屋根防水基礎工事			有		無					
				有		無					
	積雪対策		有		無						
	塩害対策工事			有		無					
	幹線増強	工事		有		無					

多世帯同居	他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 調理室を増設する工事 2 浴室を増設する工事 3 便所を増設する工事 4 玄関を増設する工事									
改修工事等	調理	室の数浴室の数	便所の数	玄関の数						
	改修工事前									
	改修工事後									
耐久性向上改修工事等	対象住宅耐震改修又は対 損を防止し、又は維持保 修繕又は模様替 1 小屋裏の換気工事 3 外壁の通気構造等工 5 土台の防腐・防蟻工 7 床下の防湿工事 9 雨どいの取付工事 11 給水管、給湯管又は	全を容易にするための次の 2 小屋裏点検に 事 4 浴室又は脱れ 事 6 外壁の軸組等 8 床下点検口の	のいずれかに該当ず ロの取付工事 大室の防水工事 等の防腐・防蟻工事 D取付工事 口事	る増築、改築、						
	長期優良住宅建築等計画の	の認定主体								
	長期優良住宅建築等計画の	の認定番号第	号							
	長期優良住宅建築等計画の	の認定年月日年	月 日							

(2) 実施した工事の内容

(3) 実施した工事の費用の額等

(1)	住宅耐震改修				
	ア	当該住宅耐震改修	こ係る標準的な費用の額			円
	イ	当該住宅耐震改修	こ係る補助金等の交付の有無	有	無	
		「有」の場合	交付される補助金等の額			円
	ウ	アからイを差し引い	いた額			円
	エ	当該住宅耐震改修	こ係る耐震改修工事限度額			円
	オ	ウとエの金額のう	ちいずれか少ない金額			円
2		高齢者等居住改修工事	事等			
	ア	当該高齢者等居住改	女修工事等に係る標準的な費用の額			円
	イ	当該高齢者等居住改	女修工事等に係る補助金等の交付の有無	有	無	
		「有」の場合	交付される補助金等の額			円
	ウ	アからイを差し引い	いた額(50万円を超える場合)			円
	エ	当該高齢者等居住改	女修工事等に係る改修工事限度額			円
	オ	ウとエの金額のうt	らいずれか少ない金額			円
(3	3)	一般断熱改修工事等				
	ア	当該一般断熱改修二	工事等に係る標準的な費用の額			円
	イ	当該一般断熱改修二	E事等に係る補助金等の交付の有無	有	無	
		「有」の場合	交付される補助金等の額			円
	ウ	アからイを差し引い	いた額(50万円を超える場合)			円
	エ	当該一般断熱改修二	工事等に係る改修工事限度額			円
	オ	ウとエの金額のうな	らいずれか少ない金額			円
4	.)	多世帯同居改修工事等	等			
	ア	当該多世帯同居改修	多工事等に係る標準的な費用の額			円
	1	当該多世帯同居改修	多工事等に係る補助金等の交付の有無	有	無	
		「有」の場合	交付される補助金等の額			円
	ウ	アからイを差し引い	いた額(50万円を超える場合)			円
	工	当該多世帯同居改修	多工事等に係る改修工事限度額			円
	オ	ウとエの金額のうな	らいずれか少ない金額			円
(5		①オ、②オ、③オ及び	が4分の合計額			円
@		耐久性向上改修工事合)	事等(対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等のい	ずれかと伊	付けて	行う場
	ア		女修又は当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用			円
	イ		女修又は当該対象一般断熱改修工事等に係る補助金等の交	有	無	
		「有」の場合	交付される補助金等の額			円

	ウ	アからイを差し引い	た額(50万円を超える場合)		円
	エ	当該耐久性向上改修	至工事等に係る標準的な費用の額		円
	オ	当該耐久性向上改修	ご工事等に係る補助金等の交付の有無	有	無
		「有」の場合	交付される補助金等の額		円
	カ	エからオを差し引い	・た額(50万円を超える場合)		円
	キ	ウ及びカの合計額		円	
	-	当該対象住宅耐震改 なは当該対象一般断対 に事限度額		円	
	ケ	キとクの金額のうち	いずれか少ない金額		円
(7)	②オ、④オ及び⑥ク	の合計額		円
8		耐久性向上改修工事	等(対象住宅耐震改修及び対象一般断熱改修工事等の両)	方と併せて	行う場
	ア	当該対象住宅耐震改	で修に係る標準的な費用の額		円
	イ	当該対象住宅耐震改	修に係る補助金等の交付の有無	有	無
		「有」の場合	交付される補助金等の額		円
	ウ	アからイを差し引い	た額(50万円を超える場合)		円
	エ	当該対象一般断熱改	で 修工事等に係る標準的な費用の額		円
	オ	当該対象一般断熱改	水修工事等に係る補助金等の交付の有無	有	無
		「有」の場合	交付される補助金等の額		円
	カ	エからオを差し引い	た額(50万円を超える場合)		円
	キ	当該耐久性向上改修	至工事等に係る標準的な費用の額		円
	ク	当該耐久性向上改修	三工事等に係る補助金等の交付の有無	有	無
		「有」の場合	交付される補助金等の額		田
	ケ	キからクを差し引い	た額(50万円を超える場合)		円
	コ	ウ、カ及びケの合計			円
	サ (当該対象住宅耐震改 修工事等に係る改修コ	な修、当該対象一般断熱改修工事等及び当該耐久性向上改 工事限度額		円
	シ	コとサの金額のうち	いずれか少ない金額		円
9)	②オ、④オ及び⑧シ	の合計額	_	円

Т	Γ	固定資産税の減額
ш		

1-1. 地方税法施行令附則第12条第19項に規定する基準に適合する耐震改修をした場合

工事の内容	1	地方税法施行令附則第 12 条第 19 項に規定する基準に適合する耐震改修
の内容	1	地方税法施行令附則第 12 条第 19 項に規定する基準に適合する耐震改修

1-2. 地方税法附則第 15 条の 9 の 2 第 1 項に規定する耐震改修をした家屋が認定長期優良住宅に該当することとなった場合

工事の	地震	います。 関本 関本 関本 関本 関本 関本 関本 関本 関本 関本 関本 関本 関本	_	全性の「 改築				た増築 模様	、改築、 養替	修繕	スは核	様				
種別及び内容	工事の内容															
耐熄	§改修	冬を含む	工事	の費用の	D額	(全体	工事	費)								円
上記	己のう	うち耐震	改修	の費用の	D額											円
長期	長期優良住宅建築等計画の認定主体															
長期	長期優良住宅建築等計画の認定番号 第 号															
長期	長期優良住宅建築等計画の認定年月日 年 月 日															

2. 熱損失防止改修工事をした場合又は熱損失防止改修工事をした家屋が認定長期優良住宅に該当することとなった場合

	必須となる改修工事	窓の断熱性を高める改修工事							
工	上記と併せて行った	1 天井等の断熱性を高める改修工事							
す の	改修工事	2 壁の断熱性を高める改修工事							
種	以修工事	3 床等の断熱性を高める改修工事							
工事の種別及び内容	工事の内容								
熱	熱損失防止改修工事を含む工事の費用の額(全体工事費) 円								
上記	己のうち熱損失防止改修	工事の費用の額					円		
熱排	員失防止改修工事に係る	補助金等の交付の有無		有		無			
	「有」の場合 交付る	される補助金等の額					円		
上記	元の熱損失防止改修工具	Fの費用の額から上記の補助金等の額を					円		
差し	_引いた額						11		
上記	己工事が行われ、認定長	期優良住宅に該当することとなった場合							
	長期優良住宅建築等計画の認定主体								
	長期優良住宅建築等計	第		号					
	長期優良住宅建築等計画の認定年月日 年 月 日								

上記の工事が租税特別措置法若しくは租税特別措置法施行令に規定する工事に該当すること又は上記の工事が地方税法若しくは地方税法施行令に規定する工事に該当すること若しくは上記の工事が行われ地方税法附則第15条の9の2に規定する認定長期優良住宅に該当することとなったことを証明します。

証明年月日	年	月	日				
-------	---	---	---	--	--	--	--

(1) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

	氏 名	印
証明を行った建築士	一級建築士、二	登 録 番 号
	級建築士又は木造建築士の別	登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建 築士の場合)
	名称	
証明を行った建築	所 在 地	
士の属する建築士 事務所	一級建築士事務所 士事務所の別	f、二級建築士事務所又は木造建築
	登録年月日及び登	登録番号

(2) 証明者が指定確認検査機関の場合

証明を行った指定 確認検査機関	名	称							印
	住	所							
	指定年月日指定番号								
	指定をした	.者							
調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏	名							
	建築士の場合	 一級建築士、二級			登	録	番	号	
		建築	士又は木造七の別		(二)	を受けた 級建築 = の場合)			
	建築基準適合判定資格者の場合				登	録	番	号	
	在来					を受けた	こ地方	整備局	

(3) 証明者が登録住宅性能評価機関の場合

証明を行った登録 住宅性能評価機関	名	称								印
	住	所								
	登録年月日 登録番号	及び								
	登録をした	:者								
調査を行った建築 士又は建築基準適 合判定資格者検定 合格者	氏	名								
	油烘 1. 6	 一級類	建築士、二級		登	録	番	号		
		建築士又は木造建築士の別			(士又は	府県名 木造建		
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場 合						付又は	合格証		
					合格通知番号又は合格証 書番号					

(4) 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

証明を行った住宅 瑕疵担保責任保険 法人	名	称						印
	住	所						
	指定年	月日						
調査を行った建築 士又は建築基準適 合判定資格者検定 合格者	氏	名						
	建築士の	建築	建築士、二級 士又は木造 上の別		登録を受 (二級建 築士の場	築士又は		
	 建築基準適合判定資格者検定合格者の場合				合格通知	日付又は		

(用紙 日本産業規格 A4)

備考

- 1 「証明申請者」の「住所」及び「氏名」の欄には、この証明書の交付を受けようとする者の住所及 び氏名をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。
- 2 「家屋番号及び所在地」の欄には、当該工事を行った家屋の建物登記簿に記載された家屋番号及び 所在地を記載すること。
- 3 「I. 所得税額の特別控除」中、「1. 償還期間が10年以上の住宅借入金等を利用して増改築等を した場合」の欄にはこの証明書により証明をする工事について、次により記載すること。
 - (1) 「(1) 実施した工事の種別」の欄には、以下により第1 号工事から第6 号工事までのいずれかの工事について記載するものとする。
 - ① 「第1号工事」の欄には、当該工事が租税特別措置法施行令(以下「施行令」という。)第26条第28項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替のいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。
 - ② 「第2号工事」の欄には、当該工事が施行令第26条第28項第2号に規定する修繕又は模様替であって次に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を〇で囲むものとする。
 - イ 床の過半の修繕又は模様替 床 (建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部 (以下「主要構造部」という。) である床及び最下階の床をいう。) の過半について行うもの
 - ロ 階段の過半の修繕又は模様替 主要構造部である階段の過半について行うもの
 - ハ 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 間仕切壁(主要構造部である間仕切壁及び建築物の構造 上重要でない間仕切壁をいう。)の室内に面する部分の過半について行うもの(その間仕切壁 の一部について位置の変更を伴うものに限る。)
 - ニ 壁の過半の修繕又は模様替 主要構造部である壁の室内に面する部分の過半について行うもの(当該修繕又は模様替に係る壁の過半について遮音又は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限る。)
 - ③ 「第3号工事」の欄には、当該工事が施行令第26条第28項第3号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。
 - ④ 「第4号工事」の欄には、当該工事が施行令第26条第28項第4号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げる規定又は基準のいずれに適合するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。
 - ⑤ 「第5号工事」の欄には、当該工事が施行令第26条第28項第5号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。
 - ⑥ 「第6号工事」の欄のうち、「全ての居室の全ての窓の断熱改修工事をした場合」の欄には、平成20年国土交通省告示第513号(備考3(1)⑦並びに4(1)②及び③において「省エネ改修対象工事告示」という。)第2項第1号に掲げる工事について記載するものとし、当該工事が施行令第26条第28項第6号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項(平成28年国土交通省告示第265号。以下「算出方法告示」という。)別表第10に掲げる地域の区分における8地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、番号1)を○で囲むものとする。また、同欄中、「地域区分」の欄には算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。「改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級」の欄には改修工事前の住宅が相当する日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)別表2−1の(い)項に掲げる「5−1断熱等性能等級」を○で囲むものとする。都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第56条に規定する認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合は、当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。
 - ⑦ 「第6号工事」の欄のうち、「改修工事の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合」の欄には、省エネ改修対象工事告示第2項第2号に掲げる工事について、次により記載するものとする。 イ 住宅性能評価書により証明される場合

当該工事が施行令第26条第28項第6号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げる もののいずれに該当するかに応じ該当する番号(算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分に おける8地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、番号1)を○で囲むものとする。また、同欄中、「地域区分」の欄には算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。「改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級」の欄には改修工事前の住宅が相当する日本住宅性能表示基準別表2-1の

- (い) 項に掲げる「5-1 断熱等性能等級」を \bigcirc で囲むものとする。「改修工事後の住宅の省エネ性能」の欄には改修工事後の住宅の日本住宅性能表示基準別表2-1の(い)項に掲げる「5-1 断熱等性能等級」又は「5-2 一次エネルギー消費量等級」を \bigcirc で囲むものとする。
- ロ 増改築による長期優良住宅建築等計画の認定により証明される場合

当該工事が施行令第 26 条第 28 項第 6 号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号(算出方法告示別表第 10 に掲げる地域の区分における 8 地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、番号 1)を〇で囲むものとする。同欄中、「地域区分」の欄には算出方法告示別表第 10 に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号を〇で囲むものとする。「改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級」の欄には改修工事前の住宅が相当する日本住宅性能表示基準別表 2-1 の(い)項に掲げる「5-1 断熱等性能等級」を〇で囲むものとする。「改修工事後の住宅が相当する省工ネ性能」の欄には改修工事後の住宅が相当する日本住宅性能表示基準別表 2-1 の(い)項に掲げる「5-1 断熱等性能等級」又は「5-2 一次エネルギー消費量等級」を〇で囲むものとする。

- (2) 「(2) 実施した工事の内容」の欄には、当該工事が施行令第26条第28項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替又は同項第6号に規定する修繕若しくは模様替に該当することを明らかにする工事の具体的内容を記載するものとする。
- (3) 「(3) 実施した工事の費用の額等」の欄には、対象工事に関し、確認した内容について記載する表に、次により記載すること。
 - ① 「① 第1号工事~第6号工事に要した費用の額」の欄には、施行令第26条第28項第1号から第6号までに規定する工事の種別のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。
 - ② 「② 第1号工事~第6号工事に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された法第41条 第1項に規定する増改築等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金そ の他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場 合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。
 - 「「有」の場合」の「交付される補助金等の額」の欄には、租税特別措置法(以下「法」という。)第41条第1項に規定する増改築等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。
 - ③ 「①から②を差し引いた額(100万円を超える場合)」の欄には、「① 第1号工事~第6号工事に要した費用の額」から「交付される補助金等の額」を差し引いた額(100万円を超える場合)を記載するものとする。
- 4 「I. 所得税額の特別控除」中、「2. 償還期間が5年以上の住宅借入金等を利用して高齢者等居住改修工事等(バリアフリー改修工事)、特定断熱改修工事等若しくは断熱改修工事等(省エネ改修工事)、特定多世帯同居改修工事等又は特定耐久性向上改修工事等を含む増改築等をした場合」の欄にはこの証明書により証明をする工事について、次により記載すること。
 - (1) 「(1) 実施した工事の種別」の欄には、この証明書により証明をする工事について、次により 記載するものとする。
 - ① 「高齢者等居住改修工事等(バリアフリー改修工事: 2%控除分)」の欄には、証明申請者が 法第41条の3の2第1項の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該工事 が施行令第26条の4第4項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもの のいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。
 - ② 「特定断熱改修工事等(省エネ改修工事: 2%控除分)」 の欄のうち、「全ての居室の全ての窓の断熱改修工事をした場合」の欄には、証明申請者が法第41条の3の2第1項又は第5項の規

定の適用を受けようとする場合であって、当該工事が省エネ改修対象工事告示第3項第1号に掲げる工事である場合に限り記載するものとし、当該工事が施行令第26条の4第7項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号(算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分における8地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、番号1)を○で囲むものとする。また、同欄中、「地域区分」の欄には算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとし、「改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級」の欄には改修工事前の住宅が相当する日本住宅性能表示基準別表2−1の(い)項に掲げる「5−1断熱等性能等級」を○で囲むものとする。都市の低炭素化の促進に関する法律第56条に規定する認定低炭素建築物等新築計画に基づく工事の場合は、当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。

- ③ 「特定断熱改修工事等(省エネ改修工事:2%控除分)」の欄のうち、「改修工事の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合」の欄には、証明申請者が法第41条の3の2第1項又は第5項の規定の適用を受けようとする場合であって、当該工事が省エネ改修対象工事告示第3項第2号に掲げる工事である場合に限り、当該工事について次により記載するものとする。
 - イ 住宅性能評価書により証明される場合

当該工事が施行令第 26 条の 4 第 7 項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号(算出方法告示別表第 10 に掲げる地域の区分における 8 地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、番号 1)を○で囲むものとする。また、同欄中、「地域区分」の欄には算出方法告示別表第 10 に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。「改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級」の欄には改修工事前の住宅が相当する日本住宅性能表示基準別表 2 − 1 の(い)項に掲げる「5 − 1 断熱等性能等級」を○で囲むものとする。「改修工事後の住宅の省工ネ性能」の欄には改修工事後の住宅の日本住宅性能表示基準別表 2 − 1 の(い)項に掲げる「5 − 1 断熱等性能等級」又は「5 − 2 − 次エネルギー消費量等級」を○で囲むものとする。

- ロ 増改築による長期優良住宅建築等計画の認定により証明される場合
 - 当該工事が施行令第26条の4第7項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号(算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分における8地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、番号1)を○で囲むものとする。また、同欄中、「地域区分」の欄には算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。「改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級」の欄には改修工事前の住宅が相当する日本住宅性能表示基準別表2-1の(い)項に掲げる「5-1断熱等性能等級」を○で囲むものとする。「改修工事後の住宅が相当する省エネ性能」の欄には改修工事後の住宅が相当する日本住宅性能表示基準別表2-1の(い)項に掲げる「5-1断熱等性能等級」又は「5-2-次エネルギー消費量等級」を○で囲むものとする。
- ④ 「断熱改修工事等(省エネ改修工事:1%控除分)」の欄には、証明申請者が法第41条の3の2第5項の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該工事が施行令第26条の4第19項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号(算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分における8地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、番号1)を○で囲むものとする。また、同欄中、「地域区分」の欄には算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。「改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級」の欄には改修工事前の住宅が相当する日本住宅性能表示基準別表2-1の(い)項に掲げる「5-1断熱等性能等級」を○で囲むものとする。都市の低炭素化の促進に関する法律第56条に規定する認定低炭素建築物等新築計画に基づく工事の場合は、当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。
- ⑤ 「特定多世帯同居改修工事等(同居改修工事:2%控除分)」の欄には、証明申請者が法第41

条の3の2第1項、第5項又は第8項の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該工事が施行令第26条の4第8項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。また、同欄中、「改修工事前」及び「改修工事後」の欄には、居住の用に供する部分における調理室、浴室、便所及び玄関の数を記載するものとする。

- ⑥ 「特定耐久性向上改修工事(2%控除分)」の欄には、証明申請者が法第41条の3の2第1項 又は第5項の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該工事が特定断熱改 修工事等と併せて行う施行令第26条の4第9項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって 当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。また、同 欄中、「第1号工事」、「第2号工事」、「第3号工事」の欄には、備考3(1)①から③によ り記載するものとし、当該工事が施行令第26条第28項第1号から第3号までのいずれに該当す るかに応じ、該当する欄の該当する番号を○で囲むものとし、特定断熱改修工事等については「特 定断熱改修工事等(省エネ改修工事: 2%控除分)」の欄に、②又は③のいずれかにより記載す るものとする。
- ⑦ 「上記と併せて行う第1号工事~第4号工事(1%控除分)」の欄には、備考3(1)①から ④により記載するものとし、施行令第26条第28項第1号から第4号までに規定する修繕又は模 様替であって当該欄に掲げるもののいずれかに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものと する。
- (2) 「(2) 実施した工事の内容」の欄には、施行令第26条の4第4項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第7項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第8項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第9項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替又は同条第19項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替に該当することを明らかにする工事の具体的内容を記載するものとする。
- (3) 「(3) 実施した工事の費用の額等」の欄には、対象工事に関し、確認した内容について記載する表に、次により記載すること。
 - ① 「② 高齢者等居住改修工事等の費用の額等(2%控除分)」の欄のうち、「ア 高齢者等居住改修工事等に要した費用の額」には、高齢者等居住改修工事等の1~8のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。
 - 「イ 高齢者等居住改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された高齢者等居住改修工事等に、高齢者等居住改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。
 - 「「有」の場合」の「交付される補助金等の額」の欄には、高齢者等居住改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。
 - 「ウ アからイを差し引いた額(50万円を超える場合)」の欄には、「ア 高齢者等居住改修工事等に要した費用の額」から「イ 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。
 - ② 「③ 特定断熱改修工事等の費用の額等(2%控除分)」の欄のうち、「ア 特定断熱改修工事等に要した費用の額」の欄には、特定断熱改修工事等のうち、「全ての居室の全ての窓の断熱改修工事を実施した場合」に記載した場合は1~6のいずれかに該当する工事の合計額を、「改修工事後の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合」に記載した場合は1~4のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。
 - 「イ 特定断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された特定断熱改修工事等に、特定断熱改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。

「「有」の場合」の「交付される補助金等の額」の欄には、特定断熱改修工事等を含む住宅の 増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに 準ずるものの額を記載するものとする。

「ウ アからイを差し引いた額 (50 万円を超える場合)」の欄には、「ア 特定断熱改修工事等に要した費用の額」から「イ 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

- ③ 「④ 特定多世帯同居改修工事等の費用の額等(2%控除分)」の欄のうち、「ア 特定多世 帯同居改修工事等に要した費用の額」の欄には、特定多世帯同居改修工事等の1~4のいずれか に該当する工事の合計額を記載するものとする。
 - 「イ 特定多世帯同居改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された特定多世帯同居改修工事等に、特定多世帯同居改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を〇で囲むものとする。

「「有」の場合」の「交付される補助金等の額」の欄には、特定多世帯同居改修工事等を含む 住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「ウ アからイを差し引いた額 (50 万円を超える場合)」の欄には、「ア 特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額」から「イ 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

- ④ 「⑤ 特定耐久性向上改修工事等の費用の額等(2%控除分)」の欄のうち、「ア 特定耐久性向上改修工事等に要した費用の額」の欄には、特定耐久性向上改修工事等の1~11のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。
 - 「イ 特定耐久性向上改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された特定耐久性向上改修工事等に、特定耐久性向上改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲れものとする。
 - 「「有」の場合」の「交付される補助金等の額」の欄には、特定耐久性向上改修工事等を含む 住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。
 - 「ウ アからイを差し引いた額 (50 万円を超える場合)」の欄には、「ア 特定耐久性向上改修工事等に要した費用の額」から「イ 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。
- ⑤ 「⑥ ②ウ、③ウ、④ウ及び⑤ウの合計額」の欄には、②ウ「アからイを差し引いた額(50万円を超える場合)」、③ウ「アからイを差し引いた額(50万円を超える場合)」、④ウ「アからイを差し引いた額(50万円を超える場合)及び⑤ウ「アからイを差し引いた額(50万円を超える場合)」の合計額を記載するものとする。
- ⑥ 「⑦ 断熱改修工事等の費用の額等(1%控除分)」の欄のうち、「ア 断熱改修工事等に要した費用の額」には、断熱改修工事等の1~6のいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。
 - 「イ 断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された断熱改修工事等に、 断熱改修工事等を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助 金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、 含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。
 - 「「有」の場合」の「交付される補助金等の額」の欄には、断熱改修工事等を含む住宅の増改 築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ず るものの額を記載するものとする。
 - 「ウーアからイを差し引いた額(50万円を超える場合)」の欄には、「アー断熱改修工事等に

要した費用の額」から「イー交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

- 5 「I. 所得税額の特別控除」中、「3. 住宅耐震改修、高齢者等居住改修工事等(バリアフリー改修工事)、一般断熱改修工事等(省エネ改修工事)、多世帯同居改修工事等又は耐久性向上改修工事等をした場合」の欄には、この証明書により証明をする工事について、次により記載すること。
- (1) 「(1) 実施した工事の種別」の欄には、この証明書により証明をする工事について、次により記載するものとする。
 - ① 「住宅耐震改修」の欄には、証明申請者が法第41条の19の2第1項又は第41条の19の3第6項若しくは第8項の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該工事が法第41条の19の2第1項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれの規定又は基準に該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。
 - ② 「高齢者等居住改修工事等(バリアフリー改修工事)」の欄には、証明申請者が法第41条の19の3第1項の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該工事が施行令第26条の28の5第14項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。
 - ③ 「一般断熱改修工事等(省エネ改修工事)」の欄のうち、「全ての居室の全ての窓の断熱改修工事をした場合」の欄には、証明申請者が法第41条の19の3第3項、第7項又は第8項の規定の適用を受けようとする場合であって、当該工事が平成21年国土交通省告示第379号(備考5(1)④において「省エネ改修対象工事告示」という。)第1項第1号に掲げる工事である場合に限り記載するものとし、当該改修工事が施行令第26条の28の5第15項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号(算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分における8地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、番号1)を○で囲むものとする。また、同欄中、「地域区分」の欄には、算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。都市の低炭素化の促進に関する法律第56条に規定する認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事の場合は、当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。
 - ④ 「一般断熱改修工事等(省エネ改修工事)」の欄のうち、「改修工事の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合」の欄には、証明申請者が法第41条の19の3第3項、第7項又は第8項の規定の適用を受けようとする場合であって、当該工事が省エネ改修対象工事告示第1項第2号に掲げる工事である場合に限り、当該工事について次により記載するものとする。
 - イ 住宅性能評価書により証明される場合

当該改修工事が施行令第 26 条の 28 の 5 第 15 項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号(算出方法告示別表第 1 0 に掲げる地域の区分における 8 地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、番号 1)を○で囲むものとする。また、同欄中、「地域区分」の欄には、算出方法告示別表第 10 に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。「改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級」の欄には改修工事前の住宅が相当する日本住宅性能表示基準別表 2 − 1 の(い)項に掲げる「5 − 1 断熱等性能等級」を○で囲むものとする。「改修工事後の住宅の省エネ性能」の欄には改修工事後の住宅の日本住宅性能表示基準別表 2 − 1 の(い)項に掲げる「5 − 1 断熱等性能等級」又は「5 − 2 − 次エネルギー消費量等級」を○で囲むものとする。

ロ 増改築による長期優良住宅建築等計画の認定により証明される場合

当該改修工事が施行令第26条の28の5第15項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号(算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分における8地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、番号1)を○で囲むものとする。また、同欄中、「地域区分」の欄には、算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。「改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級」の欄には改修工事前の住宅が相当する日本住宅性能表示基準別表2-1の(い)項に掲げる「5-1断熱等性能等級」を○で囲むものとする。

「改修工事後の住宅が相当する省エネ性能」の欄には改修工事後の住宅が相当する日本住宅性能表示基準別表2-1の(い)項に掲げる「5-1断熱等性能等級」又は「5-2一次エネルギー消費量等級」を○で囲むものとする。

- ⑤ 「一般断熱改修工事等(省エネ改修工事)」の欄のうち、「太陽熱利用冷温熱装置の型式」「潜熱回収型給湯器の型式」「ヒートポンプ式電気給湯器の型式」「燃料電池コージェネレーションシステムの型式」「ガスエンジン給湯器の型式」「エアコンディショナーの型式」の欄には、「租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 5 第 17 項の規定に基づき、租税特別措置法第 41 条の 19 の 3 第 11 項第 1 号に掲げる工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たすエネルギーの使用の合理化に著しく資する設備として国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して定める告示(平成 25 年経済産業省・国土交通省告示第 5 号)」に適合する設備の種別を記載するものとする。「太陽光発電設備の型式」の欄には、当該工事が施行令第 26 条の 28 の 5 第 19 項に規定する設備の取替え又は取付けに係る工事であって「租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 5 第 19 項の規定に基づき、租税特別措置法第 41 条の 19 の 3 第 11 項第 1 号に掲げる工事が行われた家屋と一体となって効用を果たす太陽光を電気に変換する設備として経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備に係る告示」(平成 21 年経済産業省告示第 68 号)に適合する太陽光を電気に変換する設備の種別を記載するものとする。また、同告示に記載された各種工事の実施の有無について、該当するものを○で囲むものとする。
- ⑥ 「多世帯同居改修工事等(同居改修工事)」の欄には、証明申請者が法第41条の19の3第5項の 規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該改修工事が施行令第26条の28の 5第21項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当す るかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。また、同欄中、「改修工事前」及び「改修工事 後」の欄には、居住の用に供する部分における調理室、浴室、便所及び玄関の数を記載するもの とする。
- ⑦ 「耐久性向上改修工事」の欄には、証明申請者が法第41条の19の3第6項、第7項又は第8項の規定の適用を受けようとする場合に限り記載するものとし、当該工事が対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等と併せて行う施行令第26条の28の5第22項に規定する増築、改築、修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。なお、当該欄における「対象住宅耐震改修」とは法第41条の19の3第6項又は第8項の対象住宅耐震改修をいい、「対象一般断熱改修工事等」とは同条第7項又は第8項の対象一般断熱改修工事等をいうものとし、対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等については「住宅耐震改修」又は「一般断熱改修工事等(省エネ改修工事)」の欄に、①又は③から⑤までのいずれかにより記載するものとする。
- (2) 「(2) 実施した工事の内容」の欄には、法第41条の19の2第1項に規定する住宅耐震改修、施行令第26条の28の5第14項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第15項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第17項及び第19項に規定する設備の取付け若しくは取替え、同条第21項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替又は同条第22項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替に該当することを明らかにする工事の具体的内容を記載するものとする。
- (3) 「(3) 実施した工事の費用の額等」の欄には、対象工事に関し、確認した内容について記載する表に、次により記載すること。
 - ① 「① 住宅耐震改修」の欄のうち、「ア 当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額」の欄には、「租税特別措置法施行令第26条の28の4第2項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して住宅耐震改修の内容に応じて定める金額を定める告示(平成21年国土交通省告示第383号。備考5(3)⑥及び⑧において「耐震改修費用告示」という。)」に基づき住宅耐震改修の内容に応じて算出した金額の合計額(当該住宅耐震改修を行った同項に規定する家屋が一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものである場合又は当該家屋が共有物である場合には、当該金額に、当該住宅耐震改修に要した費用の額のうちにその者が負担する費用の割合を乗じて計算した金額)を記載するものとする。
 - 「イ 当該住宅耐震改修に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された住宅耐震改修の

費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの 交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれ ていない場合には「無」を○で囲むものとする。

「「有」の場合」の「交付される補助金等の額」の欄には、当該住宅耐震改修の費用に関し国 又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載する ものとする。

「ウ アからイを差し引いた額」の欄には、「ア 当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額」から「イ 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

「エ 当該住宅耐震改修に係る耐震改修工事限度額」の欄は、法第41条の19の2第2項の規定に基づく当該住宅耐震改修に係る耐震改修工事限度額を記載するものとする。

② 「② 高齢者等居住改修工事等」の欄のうち、「ア 当該高齢者等居住改修工事等に係る標準的な費用の額」の欄には、「租税特別措置法施行令第26条の28の5第1項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して高齢者等居住改修工事等の内容に応じて定める金額を定める告示(平成21年国土交通省告示第384号)」に基づき該当する改修工事ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。

「イ 当該高齢者等居住改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、当該高齢者等居住改修工事等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、当該補助金等が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。

「「有」の場合」の「イ 交付される補助金等の額」の欄には、高齢者等居住改修工事等を 含む住宅の増改築工事の費用に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金そ の他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「ウ アからイを差し引いた額(50万円を超える場合)」の欄には、「ア 当該高齢者等居住改修工事等に係る標準的な費用の額」から「イ 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

「エ 当該高齢者等居住改修工事等に係る改修工事限度額」の欄には、法第41条の19の3第2項の規定に基づき、当該高齢者等居住改修工事等に係る改修工事限度額を記載するものとする。

- ③ 「③ 一般断熱改修工事等」の欄のうち、「ア 当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」の欄には、「租税特別措置法施行令第26条の28の5第4項の規定に基づき、国土交通大臣又は経済産業大臣が財務大臣とそれぞれ協議して定める金額を定める告示(平成21年経済産業省・国土交通省告示第4号。備考5(3)⑥及び⑧において「省エネ改修費用告示」という。)」に基づき該当する改修工事等ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。
 - 「イ 当該一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、当該一般断熱改修工事等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。

「「有」の場合」の「イ 交付される補助金等の額」の欄には、一般断熱改修工事等の費用の額に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「ウ アからイを差し引いた額 (50 万円を超える場合)」の欄には、「ア 当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」から「イ 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

「エ 当該一般断熱改修工事等に係る改修工事限度額」の欄には、法第41条の19の3第4項の規定に基づき、当該一般断熱改修工事等に係る改修工事限度額を記載するものとする。

④ 「④ 多世帯同居改修工事等」の欄のうち、「ア 当該多世帯同居改修工事等に係る標準的な費用の額」の欄には、「租税特別措置法施行令第26条の28の5第7項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して多世帯同居改修工事等の内容に応じて定める金額を定める告示(平成28年国土交通省告示第586号)」に基づき該当する改修工事等ごとに算出した額の合

計額を記載するものとする。

「イ 当該多世帯同居改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、当該多世帯同居改修工事等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。

「「有」の場合」の「イ 交付される補助金等の額」の欄には、多世帯同居改修工事等の費用の額に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「ウ アからイを差し引いた額 (50 万円を超える場合)」の欄には、「ア 当該多世帯同居 改修工事等に係る標準的な費用の額」から「イ 交付される補助金等の額」を差し引いた額を 記載するものとする。

「エ 当該多世帯同居改修工事等に係る改修工事限度額」の欄には、法第41条の19の3第5項の規定に基づき、250万円を記載するものとする。

- ⑤ 「⑤ ①オ、②オ、③オ及び④オの合計額」の欄には、①オ「ウとエの金額のうちいずれか少ない額」、②オ「ウとエの金額のうちいずれか少ない額」、③オ「ウとエの金額のうちいずれか少ない額」及び④オ「ウとエの金額のうちいずれか少ない額」の合計額を記載するものとする。
- ⑥ 「⑥ 耐久性向上改修工事等(対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等のいずれかと併せて行う場合)」の欄のうち、「ア 当該対象住宅耐震改修又は当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」の欄には、「耐震改修費用告示」又は「省エネ改修費用告示」に基づき該当する改修工事ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。

「イ 当該対象住宅耐震改修又は当該対象一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、当該対象住宅耐震改修又は当該対象一般断熱改修工事等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。

「「有」の場合」の「イ 交付される補助金等の額」の欄には、当該対象住宅耐震改修又は当該対象一般断熱改修工事等の費用の額に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「ウ アからイを差し引いた額(50万円を超える場合)」の欄には、「ア 当該対象住宅耐 震改修又は当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」から「イ 交付される補助 金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

「エ 当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」の欄には、「租税特別措置法施行令第26条の28の5第11項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣とそれぞれ協議して定める金額を定める告示(平成29年国土交通省告示第280号。備考5(3)⑧において「耐久性向上改修費用告示」という。)」に基づき該当する改修工事ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。

「オ 当該耐久性向上改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、当該耐久性向上改修工事等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。

「「有」の場合」の「オ 交付される補助金等の額」の欄には、当該耐久性向上改修工事等の費用の額に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「カ エからオを差し引いた額 (50 万円を超える場合)」の欄には、「エ 当該耐久性向上 改修工事等に係る標準的な費用の額」から「オ 交付される補助金等の額」を差し引いた額を 記載するものとする。

「キ ウ及びカの合計額」の欄には、「ウ アからイを差し引いた額(50万円を超える場合)」及び「カ エからオを差し引いた額(50万円を超える場合)」の合計額を記載するものとする。

- 「ク 当該対象住宅耐震改修及び当該耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額又は当該対象一般断熱改修工事等及び当該耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額」の欄には、対象住宅耐震改修と併せて行う場合にあっては、法第41条の19の3第6項の規定に基づき250万円を、対象一般断熱改修工事等と併せて行う場合にあっては、同条第7項の規定基づき250万円(同条第11項第3号に掲げる工事を行う場合にあっては、350万円)を記載するものとする。
- なお、「⑥ 耐久性向上改修工事等(対象住宅耐震改修又は対象一般断熱改修工事等のいずれかと併せて行う場合)」の欄における「対象住宅耐震改修」とは法第41条の19の3第6項又は第8項の対象住宅耐震改修をいい、「対象一般断熱改修工事等」とは同条第7項又は第8項の対象一般断熱改修工事等をいう。
- ⑦ 「⑦ ②オ、④オ及び⑥ケの合計額」の欄には、②オ「ウとエの金額のうちいずれか少ない額」、 ④オ「ウとエの金額のうちいずれか少ない額」及び⑥ケ「キとクの金額のうちいずれか少ない 額」の合計額を記載するものとする。
- ⑧ 「⑧ 耐久性向上改修工事等(対象住宅耐震改修及び対象一般断熱改修工事等の両方と併せて行う場合)」の欄のうち、「ア 当該対象住宅耐震改修に係る標準的な費用の額」の欄には、「耐震改修費用告示」に基づき該当する改修工事ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。
 - 「イ 当該対象住宅耐震改修に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された対象住宅耐震改修の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。
 - 「「有」の場合」の「交付される補助金等の額」の欄には、当該対象住宅耐震改修の費用に関 し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載 するものとする。
 - 「ウ アからイを差し引いた額 (50 万円を超える場合)」の欄には、「ア 当該対象住宅耐 震改修に係る標準的な費用の額」から「イ 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載 するものとする。
 - 「エ 当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」の欄には、「省エネ改修費用告示」に基づき該当する改修工事等ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。
 - 「オ 当該対象一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、当該対象一般 断熱改修工事等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これ らに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には 「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。
 - 「「有」の場合」の「オ 交付される補助金等の額」の欄には、対象一般断熱改修工事等の 費用の額に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずる ものの額を記載するものとする。
 - 「カ エからオを差し引いた額 (50 万円を超える場合)」の欄には、「エ 当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」から「オ 交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。
 - 「キ 当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」の欄には、「耐久性向上改修費用告示」に基づき該当する改修工事ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。
 - 「ク 当該耐久性向上改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、当該耐久性向上改修工事等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。
 - 「「有」の場合」の「ク 交付される補助金等の額」の欄には、当該耐久性向上改修工事等の 費用の額に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずる ものの額を記載するものとする。
 - 「ケーキからクを差し引いた額(50万円を超える場合)」の欄には、「キー当該耐久性向上 改修工事等に係る標準的な費用の額」から「クー交付される補助金等の額」を差し引いた額を

記載するものとする。

「コ ウ、カ及びケの合計額」の欄には、「ウ アからイを差し引いた額 (50 万円を超える場合)」、「カ エからオを差し引いた額 (50 万円を超える場合)」及び「ケ キからクを差し引いた額 (50 万円を超える場合)」の合計額を記載するものとする。

「サ 当該対象住宅耐震改修、当該対象一般断熱改修工事等及び当該耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額」の欄には、法第41条の19の3第8項の規定に基づき500万円(同条第11項第3号に掲げる工事を行う場合にあっては、600万円)を記載するものとする。

- なお、「⑧ 耐久性向上改修工事等(対象住宅耐震改修及び対象一般断熱改修工事等の両方と併せて行う場合)」の欄における「対象住宅耐震改修」とは法第41条の19の3第6項又は第8項の対象住宅耐震改修をいい、「対象一般断熱改修工事等」とは同条第7項又は第8項の対象一般断熱改修工事等をいう。
- ⑨「⑨ ②オ、④オ及び⑧シの合計額」の欄には、②オ「ウとエの金額のうちいずれか少ない額」、④オ「ウとエの金額のうちいずれか少ない額」及び⑧シ「コとサの金額のうちいずれか少ない額」の合計額を記載するものとする。
- 6 「Ⅱ. 固定資産税の減額」中、「1-1. 耐震改修をした場合」の欄にはこの証明書により証明する工事について、次により記載すること。

当該工事が、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)附則第12条第19項に規定する基準に適当する耐震改修である場合は1を○で囲むものとする。

- 7 「Ⅱ. 固定資産税の減額」中、「1-2. 耐震改修をした家屋が認定長期優良住宅に該当することとなった場合」の欄にはこの証明書により証明する工事について、次により記載すること。なお、当該欄の「認定長期優良住宅」とは地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条の9の2第1項に規定する認定長期優良住宅をいう(備考8及び9において同じ。)。
 - (1) 「工事の種別及び内容」の欄には、この証明書により証明をする耐震改修について、次により記載するものとする。
 - ① 「地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替」の欄には、地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替のうち、いずれに該当するかに応じ、該当する番号を○で囲むものとする。
 - ② 「工事の内容」の欄には、当該工事が地方税法附則第15条の9の2第1項に規定する耐震改修に該当することを明らかにする工事の具体的内容を記載するものとする。
 - (2) 「耐震改修の費用の額」の欄には、地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替の1から4のいずれかに該当する改修工事の費用の額を記載するものとする。
- 8 「II. 固定資産税の減額」中、「熱損失防止改修工事をした場合又は熱損失防止改修工事をした家屋が認定長期優良住宅に該当することとなった場合」の欄にはこの証明書により証明する工事について、次により記載すること。
 - (1) 「工事の種別及び内容」の欄には、この証明書により証明をする熱損失防止改修工事について、次により記載すること。なお、「必須となる改修工事」の欄中「窓の断熱性を高める改修工事」とあるのは算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分における8地域にあっては、「窓の日射遮蔽性を高める改修工事」とする。
 - ① 「上記と併せて行った改修工事」の欄には、改修工事を行った部位(窓は必須とする。)が地方税法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事(以下「熱損失防止改修工事」という。)により新たに平成20年国土交通省告示第515号別表の基準を満たすこととなった場合において、当該工事が窓の断熱性を高める改修工事と併せて行った当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする(該当するものがない場合は記入を要しない。)。
 - ② 「工事の内容」の欄には、工事を行った家屋の部分、工事面積、工法、熱損失防止改修工事の内容等について、当該工事が熱損失防止改修工事に該当すると認めた根拠が明らかになるよう工事の内容を具体的に記載するものとする。
 - (2) 「熱損失防止改修工事の費用の額」の欄には、窓の断熱性を高める改修工事及びそれと併せて行った「上記と併せて行った改修工事」の1から3のいずれかに該当する改修工事の費用の合計額を

記載するものとする。

(3) 「熱損失防止改修工事に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された熱損失防止改修工事に、熱損失防止改修工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。

「有」の場合」の「交付される補助金等の額」の欄には、熱損失防止改修工事の費用に関し国又 は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものと する。

「上記の熱損失防止改修工事の費用の額から上記の補助金等の額を差し引いた額」の欄には、「熱損失防止改修工事の費用の額」から「交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

- (4) 「上記工事が行われ、認定長期優良住宅に該当することとなった場合」の欄は、認定長期優良住宅について証明を行う場合に限り記載するものとする。
- 9 この証明書により証明を行う者について、次により記載するものとする。
 - (1) 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

「証明を行った建築士」の欄には、当該工事が法第41条の19の2第1項に規定する住宅耐震改修、 施行令第26条第28項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項 第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に 規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する 修繕若しくは模様替、施行令第26条の4第4項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条 第7項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第8項に規定する増築、改築、修繕若し くは模様替、同条第9項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第19項に規定する増築、 改築、修繕若しくは模様替、施行令第26条の28の5第14項に規定する増築、改築、修繕若しくは 模様替、同条第15項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第17項及び第19項に規定 する設備の取替え若しくは取付け、同条第21項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替若しく は同条第22項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替であること又は当該工事が地方税法施行 令附則第12条第19項に規定する基準に適合する耐震改修若しくは地方税法附則第15条の9第9項 に規定する熱損失防止改修工事であること若しくは同法附則第15条の9の2第1項に規定する耐震 改修若しくは同法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が行われ、当該工事が行わ れた家屋が認定長期優良住宅に該当することとなったことにつき証明を行った建築士について次に より記載すること。

- ① 「氏名」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を記載するものとする。
- ② 「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、証明を行った建築士の免許の別に 応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級 建築士、二級建築士又は木造建築士が証明することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条か ら第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
- ③ 「登録番号」の欄には、証明を行った建築士について建築士法第5条の2の規定による届出に係る登録番号を記載するものとする。
- ④ 「登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)」の欄には、証明を行った建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
- ⑤ 「証明を行った建築士の属する建築士事務所」の「名称」、「所在地」、「一級建築士事務所、 二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別」及び「登録年月日及び登録番号」の欄には、建築 士法第23条の3第1項に規定する登録簿に記載された建築士事務所の名称及び所在地、一級建築 士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに登録年月日及び登録番号を記載す ること。
- (2) 証明者が指定確認検査機関の場合
 - ① 「証明を行った指定確認検査機関」の欄には、当該工事が法第41条の19の2第1項に規定する住宅耐震改修、施行令第26条第28項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大

規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは 模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、 同項第6号に規定する修繕者しくは模様替、施行令第26条の4第4項に規定する増築、改築、修 繕若しくは模様替、同条第7項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第8項に規定 する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第9項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、 同条第19項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、 同条第19項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、 同条第15項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様 替、同条第17項及び第19項に規定する設備の取替え若しくは取付け、同条第21項に規定する増 築、改築、修繕若しくは模様替若しくは同条第22項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替 であること又は当該工事が地方税法施行令附則第12条第19項に規定する基準に適合する耐震改 修若しくは地方税法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事であること若しくは 同法附則第15条の9の2第1項に規定する耐震改修若しくは同法附則第15条の9第9項に規定 する熱損失防止改修工事が行われ、当該工事が行われた家屋が認定長期優良住宅に該当すること となったことにつき証明を行った指定確認検査機関について次により記載すること。

- ② 「名称」及び「住所」の欄には、建築基準法第77条の21第1項の規定により指定を受けた名 称及び住所(指定を受けた後に同法第77条の21第2項の規定により変更の届出を行った場合は、 当該変更の届出を行った名称及び住所)を記載するものとする。
- ③ 「指定年月日及び指定番号」及び「指定をした者」の欄には、建築基準法第77条の18第1項 の規定により指定を受けた年月日及び指定番号並びに指定をした者を記載するものとする。
- 「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者」の欄には、当該工事が法第41条の19の 2第1項に規定する住宅耐震改修、施行令第26条第28項第1号に規定する増築、改築、大規模 の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定 する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修 繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、施行令第26条の4第4項に規定 する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第7項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、 同条第8項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第9項に規定する増築、改築、修 繕若しくは模様替、同条第19項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、施行令第26条の 28の5第14項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第15項に規定する増築、改築、 修繕若しくは模様替、同条第17項及び第19項に規定する設備の取替え若しくは取付け、同条第 21項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは同条第22項に規定する増築、改築、 修繕若しくは模様替であること又は当該工事が地方税法施行令附則第12条第19項に規定する基 準に適合する耐震改修若しくは地方税法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事 であること若しくは同法附則第 15 条の 9 の 2 第 1 項に規定する耐震改修若しくは同法附則第 15 条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が行われ、当該工事が行われた家屋が認定長期優良 住宅に該当することとなったことにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者につい て、次により記載すること。
 - イ 「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者である場合には建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた氏名を記載するものとする。
 - ロ 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
 - ハ 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
 - 二 「建築基準適合判定資格者の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた地方整備局等名」の 欄には、建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた登録番号及び地 方整備局等の名称を記載するものとする。
- (3) 証明者が登録住宅性能評価機関の場合

- 「証明を行った登録住宅性能評価機関」の欄には、当該工事が法第41条の19の2第1項に規 定する住宅耐震改修、施行令第26条第28項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しく は大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若し くは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模 様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、施行令第26条の4第4項に規定する増築、改 築、修繕若しくは模様替、同条第7項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第8項 に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第9項に規定する増築、改築、修繕若しくは 模様替、同条第19項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、施行令第26条の28の5第1 4項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第15項に規定する増築、改築、修繕若し くは模様替、同条第17項及び第19項に規定する設備の取替え若しくは取付け、同条第21項に規 定する増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは同条第22項に規定する増築、改築、修繕若しく は模様替であること又は当該工事が地方税法施行令附則第12条第19項に規定する基準に適合す る耐震改修若しくは地方税法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事であること 若しくは同法附則第15条の9の2第1項に規定する耐震改修若しくは同法附則第15条の9第9 項に規定する熱損失防止改修工事が行われ、当該工事が行われた家屋が認定長期優良住宅に該当 することとなったことにつき証明を行った登録住宅性能評価機関について次により記載すること。 イ 「名称」及び「住所」の欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定 により登録を受けた名称及び住所(登録を受けた後に同法第10条第2項の規定により変更の 届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所)を記載するものとする。
 - ロ 「登録年月日及び登録番号」及び「登録をした者」の欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定により登録を受けた年月日及び登録番号並びに登録をした者を記載するものとする。
- 「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄には、当該工事が法第41 条の19の2第1項に規定する住宅耐震改修、施行令第26条第28項第1号に規定する増築、改築、 大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号 に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定 する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、施行令第26条の4第4項 に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第7項に規定する増築、改築、修繕若しくは 模様替、同条第8項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第9項に規定する増築、 改築、修繕若しくは模様替、同条第 19 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、施行令第 26条の28の5第14項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第15項に規定する増 築、改築、修繕若しくは模様替、同条第17項及び第19項に規定する設備の取替え若しくは取付 け、同条第21項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは同条第22項に規定する増 築、改築、修繕若しくは模様替であること又は当該工事が地方税法施行令附則第12条第19項に 規定する基準に適合する耐震改修若しくは地方税法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防 止改修工事であること若しくは同法附則第15条の9の2第1項に規定する耐震改修若しくは同 法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が行われ、当該工事が行われた家屋が認 定長期優良住宅に該当することとなったことにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資 格者検定合格者について、次により記載すること。
 - イ 「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者検定合格者である場合には、建築基準法施行令第6条により通知を受けた氏名を記載するものとする。
 - ロ 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
 - ハ 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築 士の場合)」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築 士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた

都道府県名を記載するものとする。

二 「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号(建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)附則第2条第2項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号)を記載するものとする。

(4) 証明者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

- 「証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人」の欄には、当該工事が法第41条の19の2第1項 に規定する住宅耐震改修、施行令第26条第28項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若 しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕 若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しく は模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、施行令第26条の4第4項に規定する増築、 改築、修繕若しくは模様替、同条第7項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第8 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第9項に規定する増築、改築、修繕若しく は模様替、同条第19項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、施行令第26条の28の5第 14 項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第15 項に規定する増築、改築、修繕若 しくは模様替、同条第17項及び第19項に規定する設備の取替え若しくは取付け、同条第21項に 規定する増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは同条第22項に規定する増築、改築、修繕若し くは模様替であること又は当該工事が地方税法施行令附則第12条第19項に規定する基準に適合 する耐震改修若しくは地方税法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事であるこ と若しくは同法附則第15条の9の2第1項に規定する耐震改修若しくは同法附則第15条の9第 9項に規定する熱損失防止改修工事が行われ、当該工事が行われた家屋が認定長期優良住宅に該 当することとなったことにつき証明を行った住宅瑕疵担保責任保険法人について次により記載す ること。
 - イ 「名称」及び「住所」の欄には、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17 条第1項の規定により指定を受けた名称及び住所(指定を受けた後に同法第18条第2項の規 定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所)を記載するもの とする。
 - ロ 「指定年月日」の欄には、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第1項の規定により指定を受けた年月日を記載するものとする。
- 「調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄には、当該工事が法第41 条の19の2第1項に規定する住宅耐震改修、施行令第26条第28項第1号に規定する増築、改築、 大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号 に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定 する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、施行令第26条の4第4項 に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第7項に規定する増築、改築、修繕若しくは 模様替、同条第8項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第9項に規定する増築、 改築、修繕若しくは模様替、同条第19項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、施行令第 26条の28の5第14項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第15項に規定する増 築、改築、修繕若しくは模様替、同条第17項及び第19項に規定する設備の取替え若しくは取付 け、同条第21項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは同条第22項に規定する増 築、改築、修繕若しくは模様替であること又は当該工事が地方税法施行令附則第 12 条第 19 項に 規定する基準に適合する耐震改修若しくは地方税法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防 止改修工事であること若しくは同法附則第15条の9の2第1項に規定する耐震改修若しくは同 法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が行われ、当該工事が行われた家屋が認 定長期優良住宅に該当することとなったことにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資 格者検定合格者について、次により記載すること。
 - イ 「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏 名を、建築基準適合判定資格者検定合格者である場合には、建築基準法施行令第6条により通

知を受けた氏名を記載するものとする。

- ロ 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
- ハ 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
- 二 「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号(建築基準法の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号)を記載するものとする。